

企画提案説明書

- 1 業務の概要
- 2 企画提案を求める具体的内容
- 3 参加意思確認書に関する事項
- 4 企画提案説明書に対する質問に関する事項
- 5 企画提案書の提出者に要求される資格
- 6 企画提案書の提出者を選定するための基準
- 7 非選定理由に関する事項
- 8 企画提案書に関する事項
- 9 企画提案書の特定
- 10 非特定理由に関する事項
- 11 関連情報を入手するための窓口
- 12 その他の留意事項

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和7年度キジ放鳥事業
- (2) 業務目的 キジの生息適地への定着と増殖を図るため、放鳥事業を実施すること。
- (3) 業務内容

放鳥用キジの生産及び放鳥

ア 放鳥用キジの生産

a 放鳥計画数

成鳥（150日齢以上） 400羽

b 要件

- ・ニホンキジであること。
- ・野生に順応しやすい個体であること。

イ 放鳥適地の選別

- ・県内において、放鳥後に、定着・野生化が期待できる場所であること。
- ・鳥獣保護区等、狩猟者等による捕獲の危険が少ない場所であること。
- ・時期、場所の選定について、県の承認を得ること。

ウ 放鳥の実施

- ・放鳥用のキジを現地まで運搬し、放鳥を実施すること。
- ・放鳥に先駆けて、県による放鳥個体の検収を受けること。
- ・放鳥にあたっては、県、市町村、その他関係団体と連携を図り実施すること。

エ 放鳥効果調査の実施

- ・放鳥実施場所における生息状況確認調査（キジ・ヤマドリ出合い数調査に準ずる）を行い、放鳥適地を把握するなど、放鳥適地を把握し、今後の放鳥事業の効果的な実施の参考となる資料を収集すること。

(4) 履行期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

2 企画提案を求める具体的内容

(1) 放鳥事業実施計画

次の事項についての必要最適と考えられる実施体制、実施計画及び実施方法

- ア 放鳥用キジの生産
- イ 放鳥適地の選定
- ウ 放鳥実施
- エ 放鳥効果調査

(2) 経費の見積

キジ放鳥事業委託にかかる経費の積算及び見積書（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。

3 参加意思確認書に関する事項

(1) 参加意思確認書の作成様式

別紙1による。

(2) 記載上の留意事項

キジ放鳥事業委託にかかる参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示（以下「公示」という。）6に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載するものとする。

(3) 問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県環境文化部自然環境課自然保護班 担当：石井

TEL (086) 226-7309 FAX (086) 224-7572

(4) 提出期間

令和7年4月1日から令和7年4月14日までの午前9時から午後5時まで

(5) 提出場所 (3)に同じ。

(6) 提出方法 原則としてファクシミリ又は郵送とする。

ただし、到達したことを電話で(3)の担当者に確認すること。

4 企画提案説明書に対する質問に関する事項

(1) 受付期間

令和7年4月1日から令和7年4月10日までの午前9時から午後5時まで

(2) 受付場所 3(3)に同じ。

(3) 受付方法 原則としてファクシミリ又は郵送とする。

ただし、到達したことを電話で3(3)の担当者に確認すること。

(4) 回答方法

質問を受けた日から起算して5日以内かつ参加意思確認書の提出期限の日の前日の午後5時までにファクシミリ等で回答する。

5 企画提案書の提出者に要求される資格

公示6の要件を満たす団体であること。

6 企画提案書の提出者を選定するための基準

期限までに提出のあった参加意思確認書を審査し、公示6の応募要件を満たしていること。

7 非選定理由に関する事項

- (1) 参加意思確認書を提出したもののうち、企画提案書の提出者として選定しなかった者に対し、選定しなかった旨及びその理由（以下「非選定理由」という。）を書面により通知する。
- (2) (1) の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求められることができる。
- (3) (2) の回答は、説明を求められることができる期間の最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は、次のとおりとする。
 - ア 受付場所 3 (3) に同じ。
 - イ 受付時間 午前9時から午後5時まで。
 - ウ 受付方法 原則としてファクシミリによる。
 - エ 回答方法 原則としてファクシミリによる。

8 企画提案書に関する事項

- (1) 企画提案書の種類及び提出部数
 - ア 企画提案書 5部
 - イ 見積書 1部
- (2) 企画提案書の形式及び内容
別紙2のとおり。
- (3) 問い合わせ先
3 (3) に同じ。
- (4) 提出期間
令和7年4月14日から令和7年4月23日までの午前9時から午後5時まで
- (5) 提出場所 3 (3) に同じ。
- (6) 提出方法 持参すること。

9 企画提案書の特定

- (1) 企画提案書を特定するための評価基準
審査委員会において、次の評価を行い、最高点の企画提案書をキジ放鳥事業の委託先候補として特定する。

(評価基準)

評価項目	評価点
1 放鳥事業実施計画	
(1) 放鳥用キジの生産	40
(2) 放鳥適地の選定	15
(3) 放鳥実施	15
(4) 放鳥効果調査	15
2 経費の見積	15

- (2) 企画提案書の審査
企画提案書については、別途設置する審査委員会において審査する。

(3) 企画提案書の特定

企画提案書は、(2)の審査結果を踏まえ、特定する。

(4) 結果の公表

審査結果の通知は文書で行う。

(5) 特定された企画提案書の提案者の取扱い

特定された企画提案者（以下「特定者」という。）は、キジ放鳥事業を行う事業予定者となるものとする。

(6) 企画提案書のプレゼンテーション等

企画提案書の内容について、ヒアリング、プレゼンテーションを実施する場合があるので、あらかじめ承知しておくこと。なお、詳細については、ヒアリング、プレゼンテーションを実施することとした時点でその旨別途通知する。

10 非特定理由に関する事項

(1) 提出した企画提案書が特定されなかったものに対しては、特定されなかった旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を書面により通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(3) (2)の回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。

(4) 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間及び受付方法並びに回答方法は次のとおりとする。

ア 受付場所 3(3)に同じ

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで

ウ 受付方法 原則としてファックスによる。

エ 回答方法 原則としてファックスによる。

11 関連情報を入手するための窓口

3(3)に同じ

12 その他の留意事項

(1) 提出期限までに参加意思確認書を提出しない者及び企画提案書の提出者として選定されなかった者は、企画提案書を提出することができない。

(2) 参加意思確認書及び企画提案書の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された参加意思確認書及び特定されなかった企画提案書は、返却しない。

(4) 提出された参加意思確認書及び企画提案書は、企画提案書の提出者の選定及び企画提案書の特定以外には、提出者に無断で使用しない。

(5) 提出期限後における参加意思確認書又は企画提案書の差替え及び再提出は、認めない。

(6) 参加意思確認書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、これを無効とする。